



不2(58)第60号
令和元年9月10日

群馬土地家屋調査士会長 佐藤栄二殿

前橋地方法務局首席登記官（不動産登記担当）宮崎修

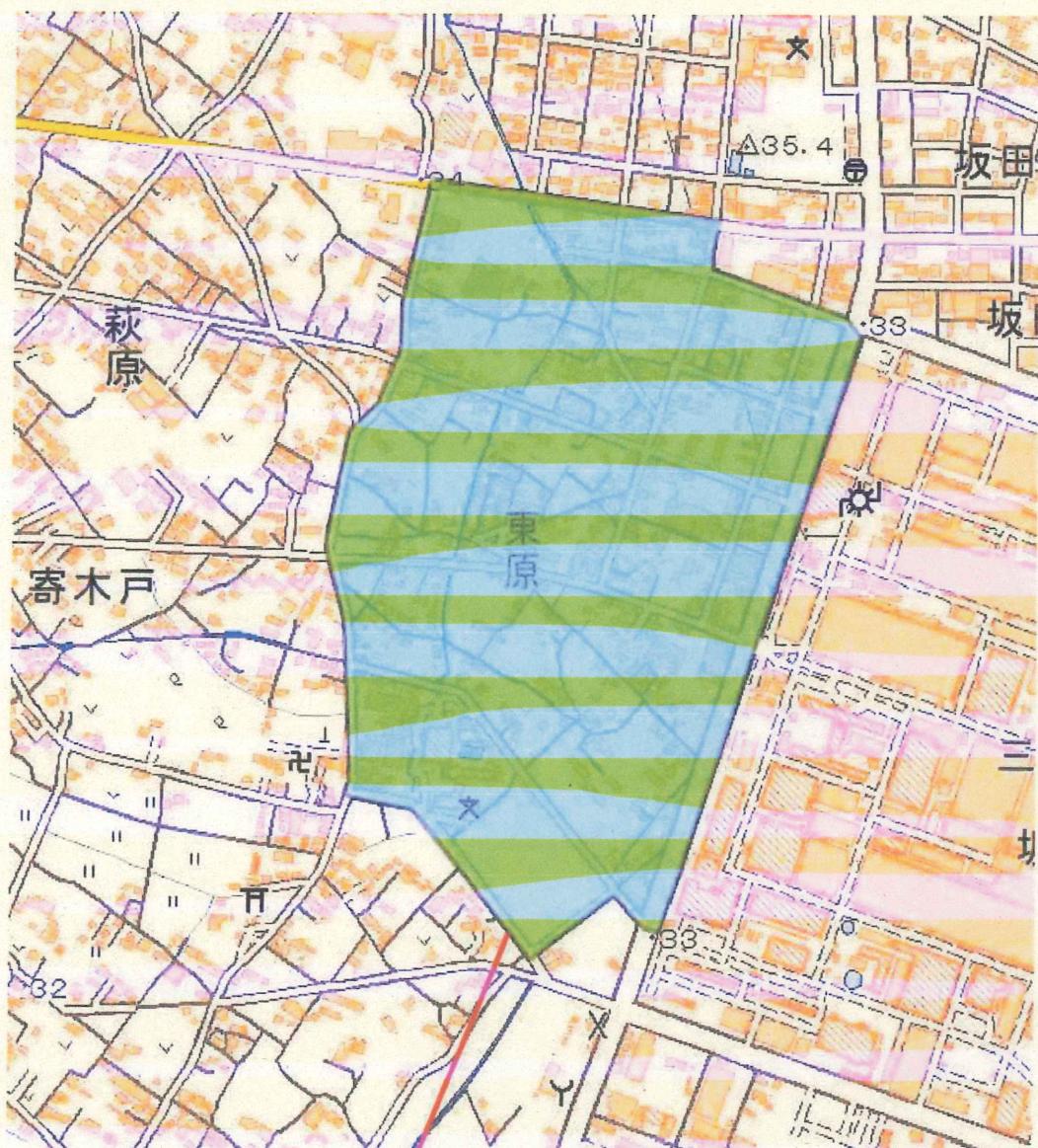


都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について（通知）
標記測量成果の活用については、平成25年1月31日付け法務省民二第60号
法務省民事局民事第二課長通知「都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果
の活用について」により、協力方御依頼しているところですが、今般、国土交通省土
地・建設産業局地籍整備課から当局太田支局管内の「邑楽郡大泉町」区域に係る当
該測量成果が送付されました。

つきましては、同支局の事務室内に書面に印刷された当該測量成果を備え付けま
したので、貴会会員に周知いただきますとともに、当該区域に係る分筆の登記等の
申請に当たっては、当該測量成果に基づいた調査及び測量の実施について御指導方
よろしくお取り計らい願います。



群馬県大泉町における
平成30年度都市部官民境界基本調査業務
調査区域図



調査区域
面積 0.35km²

法務省民二第60号

平成25年1月31日

日本土地家屋調査士会連合会長 竹内 八十二 殿

法務省民事局民事第二課長 江原 健志



都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について(通知)

都市部における地籍整備の促進を図るために実施される都市部官民境界基本調査作業規程準則(平成2年総理府令第42号)第1条に規定する都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について、別紙甲号のとおり国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長から当職宛てに依頼があり、別紙乙号のとおり法務局民事行政部長及び地方法務局長宛てに通知しました。

貴会におかれましても、当該成果について、各土地家屋調査士会を通じて会員に周知していただきますとともに、分筆の登記等の申請に当たっては、当該成果に基づいた調査及び測量を積極的に実施していただくよう、御指導方よろしくお取り計らい願います。

国土籍第 581 号

平成 25 年 1 月 21 日

法務省民事局民事第二課長 殿

国土交通省 土地・建設産業局



都市部官民境界基本調査による基準点測量成果の送付について

平素より、地籍調査事業の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、国土交通省は、平成 22 年度より実施している都市部官民境界基本調査における成果の一部として、都市部官民境界基本調査基準点（都市部官民境界基本調査三角点、都市部官民境界基本調査多角点又は都市部官民境界基本調査細部点）の測量成果を得ており、地籍調査事業への活用を図っていくこととしております。

また、本成果は国土調査法第 19 条第 2 項の規定により認証されていることから、不動産登記法に基づく地積測量図を作成する際に必要となる「基本三角点等に基づく測量の成果による境界点の座標値」（不動産登記規則第 77 条第 1 項第 8 号）の「基本三角点等」に該当し、都市部における地積測量図の作成にもご活用いただけるものと考えます。

今般、都市部官民境界基本調査基準点の測量成果の写しを送付致しますので、管轄登記所にこれらの成果の写しを備え付けていただき、これらの地区においては、地積測量図作成の際にこれらの成果を利用していただくとともに、関係機関等への周知を図っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ先：

国土交通省 土地・建設産業局 地籍整備課

出口（課長補佐）、松浦（係長）

Tel : 03-5253-8384



法務省民二第59号

平成25年1月31日

法務局民事行政部長 殿

地方方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

都市部官民境界基本調査による基準点の測量成果の活用について(通知)

都市部における地籍整備の促進を図るために実施される都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成2年総理府令第42号）第1条に規定する都市部官民境界基本調査（以下「本調査」という。）による基準点の測量成果の活用について、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長から、別添1のとおり依頼がありました。

そこで、本調査による基準点の測量成果の取扱いについては、下記のとおりとすることとしましたので、貴管下登記官にその旨を周知するとともに、同成果の活用について配意願います。

なお、日本土地家屋調査士会連合会には、別添2のとおり通知しましたので、申し添えます。

記**1 基準点の整備**

本調査は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第2項の規定による地籍調査の基礎とするために行う調査及び測量であり、その際に、次に掲げる分類のとおり、基準点が設置される。

なお、本調査による基準点の維持及び管理については、地方自治体が行うこととされており、当該基準点に係る網図、成果表及び点の記については、当該地方自治体において公開されることになる。

(1) 都市部官民境界基本調査三角点

2級相当公共基準点（約500メートルおきに設置）

(2) 都市部官民境界基本調査多角点

3級相当公共基準点（約50メートルおきに設置）

(3) 都市部官民境界基本調査細部点

4級相当公共基準点（新点間の距離の制限はない）

2 基準点の測量成果の活用

(1) 基準点の測量成果の登記所への送付

登記所において本調査による基準点の測量成果を公開するための資料として、国土交通省土地・建設産業局地籍整備課から、当課に対し、当該基準点に係る網図、成果表、点の記及び本調査を実施した範囲を示した図面が送付されるので、当課において、これらの資料が送付された後、速やかに、法務局又は地方法務局を経由して、当該資料を各登記所に送付する。

なお、本調査による基準点の測量成果は、電磁的記録（PDFファイル）に記録されたもののはか、当該電磁的記録の内容を書面に印刷したものも送付する。

(2) 基準点の測量成果の公開

本調査による基準点の測量成果が送付された登記所は、事務室内の適宜の場所に書面に印刷された当該基準点の測量成果を備え付け、一般に公開するものとする。

なお、本調査による基準点の測量成果の取扱いについては、上記によるもののほか、「都市再生街区基本調査による街区基準点の活用について」（平成18年8月15日付け法務省民二第1794号当職通知）の記の2と同様に取り扱うこととする。